

関口泰の公民教育論と社会教育観の形成

— 昭和初期から戦後教育改革期にかけて —

生涯教育計画コース 上 原 直 人

The Investigation of Tai Sekiguchi's Theory on Civic Education and His Idea of Social Education

— The Period from the early Showa to the Postwar Educational Reform —

Naoto UEHARA

The Government came out with "Civic Education" policy after the World War II. It is a big issue how the policy was related to the prewar Theory on Civic Education. In this paper, I studied Social Education in the period in which the Postwar Educational Reform was adopted by the Government, concretely paid attention to Tai Sekiguchi who was the chief of the Social Education Bureau in the early period, and investigated his Theory on Civic Education. He seems to be conservative from the viewpoint of the postwar democratic education thought. But, here, I would like to emphasize that on the other hand, he had the thought of resisting the old fashioned education in the prewar. His thought, I think, had much influence on the viewpoint of Social Education after the war, which was characterized as a political movement.

目 次

はじめに

- I 戦後教育改革と関口泰
- II 関口泰の公民教育論の原型とその展開
 - 戦前における関口泰の公民教育論—
 - A 大正デモクラシーと公民教育論
 - B 『公民教育の話』の検討
 - C 戦時下における関口泰の公民教育論の展開
- III 戦後における関口泰の公民教育論と社会教育観
 - A 戦後における関口泰の公民教育論
 - B 関口泰の社会教育観
 - 公民教育に端を発する社会教育—
- IV おわりに

はじめに

戦後直後に、日本側から自主的に、国民形成の重要な目標の一つとして「公民教育」施策が大きく打ち出されるが、それが、戦前に展開された公民教育論とどのような連続性や断絶の関係において捉えられるのかというの

は大きな問題といえる。本稿では、この問題を特に戦後直後の社会教育の展開に即して、戦後直後、社会教育局長として戦後の社会教育形成にも関与した関口泰に焦点をあて、戦前から戦後にかけて展開された彼の公民教育論が、戦後の彼の社会教育観の形成にどのような影響を与えたのかについて考察することに主眼をおく。

I. 戦後教育改革と関口泰

本章では、戦後直後に展開された公民教育施策の戦後教育改革期における意味・位置を確認し、社会教育においては、どのような施策が出されたのかを概観した上で、関口泰が戦後教育改革とどのような関連で捉えられるのかについて検討する。

戦後日本の教育改革は、GHQ（連合国軍総司令部）の影響を受けて進められたが、日本側がどれだけ自主的にすすめたのかという問題もくりかえし論じられてきた¹⁾。特に、戦後直後に教育界で大きく打ち出された一連の「公民教育」施策については、アメリカ教育使節団の来日・報告書提出（1946年3月）以前から論議されていたという意味で着目する必要がある。その中核ともいえるべき公民教育刷新委員会の発足について、勝田守一は、

“この委員会は、GHQとはなんらの関係なく、自主的に成立し、運営されたものであることは、とくに強調しておきたい”³⁾と指摘している。また、公民教育刷新委員会を受けて、展開された公民教育構想（学校教育に「公民科」を設置しようとした構想）についても、“「構想」が、敗戦後わずか四ヶ月に満たない時点で着手され、しかもアメリカ側とほとんど関係なく日本人の手によって自主的になされた、戦前教育に対する鋭い批判を含んだ国民教育の構想であった”⁴⁾と積極的に評価している見解も見うけられる。

ところで、戦後直後に見られた一連の「公民教育」施策は、“国民の心の中に平和国家を建設する事に外ならない。根本から破壊して建て替へないでも、十数年前に引戻して、議会政治を正しく運営し発展してゆけば、日本的民主政治は行はれるのである”⁵⁾、“戦後初期社会教育行政の理念は、戦時中の条件を払拭して、戦前のいわゆる大正デモクラシーの時にかえすということだった”⁶⁾とあるように、戦前、特に大正期から昭和初期の政治状況を意識したものであった。日本においても、戦前、特に大正期に、古典的市民社会の段階から独占資本主義の段階へと社会形態が変化することによって、「公民」概念が変質し、「近代的な意味での公民教育」が誕生し⁷⁾、それにあわせて、様々な論者から公民教育論が展開されたことを考慮に入れるならば、戦後直後に日本側から自主的に打ち出された「公民教育」施策というものは、戦前に展開された公民教育論とどのような連続性や断絶の関係において捉えられるのかということは大きな問題といえよう。

戦後初期社会教育政策も、日本新生社会教育五ヵ年計画大綱案（1945年10月前後とされている）における「公民教育」、「公民啓発」の強調、さらに、公民教育課の設置（1945年11月）、戦後初の総選挙（1946年4月）に向けた一連の「公民啓発」に関する施策、公民教育刷新委員会答申（1945年12月）における「社会教育ニ於ケル公民教育」条項など公民教育施策を中心に進められた。そして、このような「公民教育」施策化の動きを受けて、当時、社会教育局公民教育課長であった寺中作雄も、1945年終わり頃に公民教育を振興する目的で、その後社会教育の中核となっていく公民館構想⁸⁾を打ち出しているのである。このような戦後初期社会教育政策の中で、社会教育局長として、公民教育課を設置し、公民教育の重要性を唱えていたのが、関口泰である。

関口は、1914（大正3）年に東京帝国大学法科大学を卒業後、台湾総督府属となり、同時期に同志と共に一匡社を創設し、月刊雑誌「社会及国家」を発刊し、台湾総

督府を退いたのちに、大阪朝日新聞社に入社し、以後、論説委員となり縦横の論陣を張る。彼の評論活動は、大きく政治問題と教育問題の二つからなっていて、特に教育問題の中核に据えられていたのが公民教育の問題であった。戦後は、1945年10月26日に文相前田多門に迎えられ、教育研修所長兼社会教育局長（戦時下教化局に吸収されていた社会教育局は45年10月15日に復活）となり、戦後社会教育行政の再建に当たることになり、社会教育課長に辻田力、文化課長に小林行雄、調査課長に宮原誠一、宗務課長に吉田孝一を充て、さらに45年11月10日に新設した公民教育課長に寺中作雄を任命している。ちなみに、公民教育課は、関口が社会教育局長を辞任する46年3月に社会教育課に吸収合併されている。社会教育局長辞任後は、教育刷新委員会委員となり、戦後教育改革の推進にもあたっている⁹⁾。

関口の戦後教育改革における貢献について、主に、教育勅語の廃止、教育基本法の制定、青年教育の改革の三つの側面で原動力となったと考えられる。教育勅語については、1946（昭和21）年9月の教育刷新委員会第三回総会において、“兎に角教育勅語に代るべき教育の根本理念なり何なりを、法律に依って、最高国家機関である所の国会が決めるというような所に頭があるのではないか。[……]それを大正になっても昭和になっても唯あれ（教育勅語*筆者加注）のみを有難く頂戴して居ったという所に問題があるのではないかと思うのであります”¹⁰⁾と明確に廃止の主張をしている。戦後初期の各文部大臣が廃止を主張していなかったこと、教育勅語が効力を失うのは、ようやく1948（昭和23）年6月の衆参両院における決議においてであることを考慮に入れるならば、戦前教育の理念に多大な影響を及ぼしていた教育勅語を、教育刷新委員会という戦後教育改革を推進していく場で批判したことの意義は大きい。このことは、戦前から展開されてきた関口泰の公民教育論において、戦後に教育勅語を明確に批判するような論理がすでに準備されていた可能性を示すもので、その意味でも、関口の公民教育論を戦後教育改革との関連で捉え返す必要があるのである。教育基本法制定への関与については、関口は、教育刷新委員会において、1946年12月ごろに設置された社会教育のための特別委員会の主査をつとめ、特に第七条「社会教育」条項の成立には関口の意見が反映されたといわれている¹⁰⁾。青年教育の改革については、青年期教育の義務制と同時に戦前からの青年学校を廃止すべきという主張をしている。関口が青年期教育を重視する背景には、普通選挙権の拡大という政治参加という視点が特にあり、青年教育義務制の問題に関しては、予算

や校舎の問題から、学校教育だけの問題としてだけでなく社会教育の問題として捉えることも提起している。さらには、義務教育終了後の勤労青年への教育を含めた、社会教育施設等を利用したパートタイムの教育も重視している¹¹⁾。

これまでの社会教育学研究において、関口泰に注目したのものとして、植原孝行、小川利夫による論稿があげられる。植原は、寺中の公民館発想に、関口泰がいかなる影響を与えたかという問題認識のもとに、関口泰の公民教育論と寺中作雄の公民館発想に共通する公民教育の理念・方法を見出している。共通の理念としては、“立憲政治を支える自治能力ある国民の養成を図ろうとしていること”であり、両者は、“国民生活と政治を直結させるための下地を公民教育がもっている”と考えていたことを指摘している。また共通の方法としては、“精神訓話や講演のようなものではなく、一人一人の体験や実践、自由な思索や討議、集団活動などを重視している点”をあげる一方で、公民教育の行われる場としては、関口は、“実業補習学校（後の青年学校）と社会生活そのものに期待”していたのに対し、寺中は、“地域団体や全住民が利用でき自治活動の拠点となるべき社会教育施設としての公民館にその場を期待”していたと、その違いを見出している¹²⁾。また、小川は、近代的な意味での公民教育が登場する時期（1920年代）に着目し、上原専祿の「国民づくり」の教育における二つの発想、具体的にはポリティック（政治学）的な発想とペダゴギック（教育学）的な発想という視点を重視して、この時期における社会教育における公民教育論を区分して捉える中で、関口泰にも言及している。小川は、関口をポリティック（政治学）的な発想に基づく公民教育論として位置づけているが、関口の略歴、著作の紹介にとどまらず、具体的な論の分析、評価まで言及していない¹³⁾。

本稿においては、上記の植原、小川が、関口泰が1930年に著した『公民教育の話』に着目して、関口の公民教育論を捉えようとしているのに対して、より深く掘り下げて、昭和初期から戦時体制下を経て、戦後教育改革期に至る過程で、関口の論はどのように展開されていったのかという視点を重視していく。本稿で関口泰の公民教育論の分析していくことによって、戦後教育改革期における「公民教育」とはいかなる理念を内包していたのか、さらにそのような「公民教育」の中から、産み落とされた公民館構想は、いかなる教育的理念を内包していたのかという問題を掘り下げる上でも示唆を与えるであろう。

Ⅱ．関口泰の公民教育論の原型とその展開 —戦前における関口泰の公民教育論—

関口泰の公民教育論を時代の変化の中で全体的に捉える上で、i) 彼の公民教育論が体系的に述べられている『公民教育の話』（1930年）の分析、ii) 戦時下における公民教育論の展開、iii) 戦後教育改革期における公民教育論と社会教育観への影響について検討することが課題となる。本章では、i), ii) の戦前における関口の公民教育論の展開について考察する。

A. 大正デモクラシーと公民教育論

“関口の教育論の骨格をなすべく「国民の教育権」、
「教育の機会均等」という二つの理念が、関口そのものの専売品でなく、大正デモクラシー運動が生み出した新しい教育理念を関口が受けとめ打ち出しているところに関口の役割がある”¹⁴⁾ という遠山茂樹の指摘もふまえ、『公民教育の話』（1930年、朝日新聞社）が書かれた当時の時代背景、公民教育論の全体的潮流について押さえておく必要がある。

大正デモクラシーとは、一般に大正期に顕著になった民主主義（デモクラシー）的風潮をいうが、具体的には、憲政擁護運動、普通選挙運動、或は吉野作造の民本主義や一連の自由主義・社会主義の思想の昂揚等があり、従来の諸制度・諸思想の改革が試みられた。1918（大正7）年第一次世界大戦終結後、翌年1919（大正8）年のベルサイユ条約に基づいて1920（大正9）年には国際連盟が成立している。国際的な潮流も受けて、1925（大正14）年に制定された普通選挙制度に基づいて、1927（昭和2）年普選による最初の総選挙が行なわれ、また1923（大正12）年に制定された陪審法に基づいて、1928（昭和3）年陪審制度が実行された。なお、1924（大正13）年には実業補習学校公民科教授要綱が出され、正式に「公民科」が成立する。一方この時期に1925（大正14）年の治安維持法の制定など、その後のファシズム体制につながる流れがあったことも見逃せない。そして、1931（昭和6）年には満州事変が勃発し、1932（昭和7）年の五・一五事件により犬養毅首相が暗殺され、党内閣制に終止符が打たれる¹⁵⁾。

当時の公民教育論の一般的潮流については、松野修が、1920年代に国民教育とくに“社会的国民教育”の組織化ないし拡充の目的として誕生した公民教育について、その捉え方をめぐって、三つの潮流があったことを指摘している¹⁶⁾。第一が、“一般国民に社会的政治的知識を与え、選挙買収に備えて選挙の重要性を認識させ”

るという趣旨のもので、“綱紀肅正運動”と位置づけ、代表的な論者として、後藤新平、武藤山治らをあげている。第二が、文部省主導の公民科実施を批判し、公民科の枠外に民衆自身の手による護憲的な政治教育の場を確保しようとするもので、“護憲的な政治教育論”と位置づけ、代表的な論者として、土田杏村、青野秀吉、室伏高信らをあげている。第三が、デモクラシーに対抗するためにそれまでの修身科を強化し国体観念をさらにいっそう強調すべきという論調のもとに、文部省の公民科構想を批判するもので、“修身科教育論”と位置づけ、代表的な論者として、上杉慎吉、紀平正美らをあげている。そして、松野は、文部省の主導した公民教育論（具体的には「公民科」設置をめぐる論理）は、以上の三つの潮流をいずれも包摂したものであったと捉えている。

B. 『公民教育の話』の検討

本節では、『公民教育の話』で論じられている関口泰の公民教育論の体系について、目的、方法、内容の三つの側面から検討していく。第一に、関口が「公民」、「公民教育」の目的を、どのように把握していたのかを押さえておく。それまでの地方改良運動に代表される「公民」把握が、地方自治体の一員として狭い意味で使用されていたのを乗り越え、「公民」とは、国家の一員、社会の一員たる資格をも包含し、その資格への教育が公民教育であるとしている¹⁷⁾。なお、このような「公民」解釈の拡大は、関口独自のものではなく、大正デモクラシー期における公民教育論者の多くに共通する認識であったといえる。公民教育が必要とされるようになった背景として、普通選挙制度と陪審制度の実施をあげ、それらを通じて、国民が政治、社会に参加できる道が開けてきて、国民の国家に対する関係がそれまでとは異なってくることをの意味を関口は強調し¹⁸⁾、その意味で、公民教育が大学に於ける憲法学や、専門学校における政治学とは異なり、庶民階級に対する政治教育であること、さらに、職業教育に伴ひ、作業教授を通じて行なわれる実学でなければならぬことを指摘しているのである¹⁹⁾。そして、公民教育の最終的な目標について、“公民教育の目指すところは、畢竟、国家意識への教育であり、社会意識への教育である。国家の任務の理解と共に、社会生活の意義を悟らしめ、自己と社会との関係を了解せしめて、社会共同の福祉のために協力の必要を感じしめなければならぬ²⁰⁾。”と指摘している。

第二に、公民教育の方法については、公民科教授要綱、学校における公民教授と公民訓練、青少年団と青年訓練所、社会に於ける公民教育の四点をあげている。こ

のうち、青少年団、青年訓練所については、学校以外の公民教育、公民訓練の機関として重視し、特に青年訓練所については、その軍事的な機能とともに、公民教育的な機能も強調している。具体的には、絶対服従の軍隊精神を批判し、“規律は命令強制の他律的なものではなくて、団員の自由と自治を認めて、彼等自らをして組織に慣熟させることによって、自律的なものとしなければならぬ”²¹⁾というような団体訓練のありかたを重視している。

社会に於ける公民教育については、“立憲の本義を明かにし、公民としての責務を完からしめるためには、抽象的な国家理論、憲法の字義解釈では、公民教育には不適當であって、寧ろ時事を捉へて具体的に批判し論議した方が、理解もされ、感興もわくから、教育的効果は遥に有力なのであるが、やはり、これも学校教育の性質と、教師の素養の上から、実際には行はれ得ない”²²⁾と学校教育に於ては政治教育的公民教育が十分に出来ないことを指摘した上で、社会に於ける公民教育に期待を寄せている。関口は社会に於ける公民教育について、さらに類型化し、家庭における公民教育的機能、選挙の為の公民教育的機能、地方自治における公民教育的機能、新聞紙の公民教育的機能等を重要視している。地方自治については、“町村といふやうな小地域に於る自治は、共同の問題に関する共同の利益及び公共的義務並に個人的責任の自覚を公民に与へ、これを公正に処理せんとする関心をもたせる意味において、国民に対してその政治教育を与へる最もよき機会となるのである”²³⁾と積極的にその可能性を評価し、また、新聞紙については、“政治教育の源泉であるところの言論報道を、その源に於て濁し汚すことは、新聞製作者であると、検閲者であるとを問はず、最も重大なる、民主政治に対する反逆であると共に、検閲とか、記事差止、発売頒布の禁止といふが如き制度は、立憲政治そのものと相容れないものたることを知らなければならぬ”²⁴⁾と、言論・出版の自由も強調している。

第三に、公民教育の内容について、関口は、主に、公民科教授要綱に伴って作られた公民科教授要旨、憲法教育、自由平等とデモクラシー、愛国心と国際心、社会思想・社会科学の五点をあげている。公民科教授要旨については、その題目があまりに多様で、大学の講義を簡単にしたようなものであることを批判し、知的教授に偏りすぎていた「法政経済」の反省から、“感情から陶冶する”目的で設置された「公民科」の本来の趣旨からはほど遠いものであるとし、立憲自治の精神を生徒に打ち込むことを必要としている²⁵⁾。憲法教育については、最も

大切なものとして、国体の尊厳よりも、大権の神聖よりも、より各人の現実にそくして、臣民の権利（選挙権等）・義務（兵役、納税等）をかかげ、さらに、それまでの立憲制度の反省点を踏まえ、立憲思想の中心思想が、国民の権利自由であることを以下のように強調している。

“立憲思想の中心は、国民の権利自由を尊重することにある。立憲制度の本質は国家権力の絶対性と無制限を認めずに、政治が憲法と法律によって行はれることにあり、臣民が絶対無限に国権に服従するのではなくて、憲法に基本的権利と自由を保障され、法律の範囲内に於て規律される場所にある。公民教育は此の中心思想を把持し、この憲法の精神に於てなされなければならない”²⁶⁾

上記の指摘からは、帝国憲法を国民の基本的権利、自由の側面を重視して解釈していくことの必要性を関口が強く認識していたことがうかがえる。その意味では、先述のように、関口が公民教育を国家が庶民階級に与えるもの、国家意識、社会意識への教育と捉えていて半ば強制的な側面も有するが、上記のように、関口が国民の基本的権利、自由という側面を重視していたこともあわせて押さえておく必要があるのである。

自由平等とデモクラシーについては、まず、自由平等について、専制政治から立憲政治への変化に伴い、「自由」は政府に対抗するという意味から、普通選挙制度の実施等によって、多数者の支配を意味する政治的自由が獲得され、「自由」は、「自治」を意味するようになったことを指摘している²⁷⁾。しかし、ここでいう「自治」とは、“自由のない時代こそ、奔放無制限なる自由への慣れはあったが、自由の時代になると、それは社会を構成する人間の当然の制限をそこに見出し、自発的に社会の部分として、大なる全体を構成することに自由を見出すのである。ここに個人的自由から社会的自由への変化が行われる”²⁸⁾とあるように「制限」を伴うものであることを押さえておく必要がある。次に、デモクラシーについては、政治的デモクラシーと社会的デモクラシーを引き合いに出し、前者が、ただ個々人の活動の相互的併存、対立のみを認め、その活動から結局個々人が国家によって調和することを期待するもので、支配組織としての国家を肯定するのに対して、後者は、連帯的共同体を基礎づけるという点で、社会的デモクラシーのみが真のデモクラシーであるとしている²⁹⁾。愛国心と国際心については、第一次世界大戦の終結とその後の1920（大正9）年の国際連盟の成立、軍縮制限問題を扱った1921

（大正10）年から1922（大正11）年のワシントン会議等の国際的潮流をうけて、戦争の愛国心から平和的愛国心に方向転換されなければならないことを強調している³⁰⁾。最後に社会思想・社会科学については、関口は、当時の支配階級が社会思想の変化を圧迫しようとしている状況を危惧し³¹⁾、現在及び将来の社会への教育を意味する公民教育に於て、社会思想にも注意を払わなければならないことを指摘している。ただし、その際、“如何なる思想の宣伝や扇動も禁止されなければならぬが、公正なる態度を以て、真実であると信ずるところを正直に語ることだけは許されなければならぬ。そして公民教育が教へ得るところは或社会思想そのものでなくて寧ろ思想に対するそういふ態度であらねばならぬ”³²⁾と、社会思想そのものよりも、思想に対して公正に判断できる態度を養っていくことの重要性を説いていることを押さえておく必要がある。

最後に本節での検討を通じて、明らかになったことを簡潔にまとめておきたい。関口の公民教育論では、国家意識、社会意識への教育が主眼に据えられていて、ややもすると、関口の論が、一方的に国家が民衆に教育を与えるという一義的な解釈で捉えられてしまう可能性もあるが、公民教育の中心思想に、国民の基本的権利と自由を尊重する立憲思想を据えていかなければならないことを強調している点を考慮に入れると、関口の公民教育論には戦後教育に通ずる国民の主体性という側面も多分に帯びていたと捉えることができる。そのような視点は、社会思想に対して、思想に対して公正に判断できる態度を養っていく重要性を指摘しているあたりにも読み取れる。また、公民教育の方法として掲げているものは、学校、青少年団、青年訓練所等、既存のもので、彼が特に期待を寄せる社会に於ける公民教育についても、家庭、選挙、地方自治、新聞紙と、既存にあるものを利用することが重視されており、あらたに公民教育振興のための施設を作るべきという主張は見られない。このあたりに関口のリアリストとしての一面を見ることが出来る。次節では、これらの点をふまえて、戦時体制が進む中で、関口が、どのような公民教育論を展開していったのかを考察していく。

C. 戦時下における関口泰の公民教育論の展開

1930年代前半は、国内金融恐慌・世界恐慌による日本資本主義の一般的危機の中で、国民の生活は困窮し、更に満州事変の勃発（1931年）、国際連盟の脱退（1933年）等によって対外事情は緊迫の度合いを増し、1932（昭和7）年の五・一五事件によって、犬養毅首相が暗殺さ

れ、政党内閣制に終止符が打たれた。この時期になると普選の実施にもかかわらず、選挙の腐敗は甚だしくなってきた。さらに社会矛盾の拡大によって、階級対立は一層激化し、労使の対立、地主小作の対立、労働争議、小作（権）争議は激増した。関口は、当時の情勢について、“公民教育の声がやっと上りかけた時に、非常時の襲来、或は襲撃が始ったので、普通選挙に失望した民衆が、更に進んで立憲政治そのものに対してまで疑惑をもちはじめたのである。併し乍ら実の所は、立憲政治そのものが、まだ本当に運用されていなかったのであって、〔……〕制度の方からいってもそうであるが、国民の心の準備、政治的訓練の側からいっても、また立憲国民としての資格も出来ていなかった。”³³⁾と立憲政治の制度、国民に対する公民教育が徹底する前に、非常時の襲来が始ったと捉えている。ここでいう非常時の襲来とは、時期的にみて、政党内閣制に終止符を打ったとされる1932年の五・一五事件のことをさしているものと思われる。また、選挙腐敗の進行の打開策としては、“選挙民の政治教育公民教育が何よりも先に必要不可欠の前提になる”³⁴⁾と選挙法改正等よりも公民教育の徹底を強調する。公民教育の現状については、従前の法制及経済のように名ばかりなものになりつつあることを危惧し、その打開策として、学校教育における限界から社会に於ける教育に託している³⁵⁾。

1930年代後半は、日中戦争の開始（1937年）によって対外事情はますます緊迫の度合いを増した。そして1936（昭和11）年には、陸軍の皇道派青年将校らによるクーデター事件（二・二六事件）がおこり、これが契機となって、軍部の政治支配力は著しく強化され、1937（昭和12）年には、国民精神総動員実施要綱が決定され、翌1938（昭和13）年、国家総動員法が制定され、全国民が戦時体制に組み込まれていくのである。このような情勢の中で、関口は、国体明徴、日本精神の叫び等は、公民教育の内容にも影響を与え、公民科自体が修身科に近づいている現状を危惧している³⁶⁾。ところが、時局の変化に対して、“公民教育は一応は不動を予想する制度の教育でなく、常に動いているものを捉へる時局の教育であることは重要な特色である”³⁷⁾と述べていて、このような捉え方は、公民科が修身科に近づいていく可能性があることを関口が認めているとも解釈ができ、その意味では、公民科が修身科に近づいていることを危惧する関口の論理の中には矛盾が孕んでいるといえる。また、国民精神総動員運動に対して、“国民精神総動員運動が、その重要性を感じるだけで、総動員的に動いて来ないで、動くのは本部の首脳部役員だけになってしまうのも、結

局それが国民政治教育の基礎をもたないからである。国民再組織といふ言葉は生硬だが、何か国民全体が、自力で自発的に、積極的に底からムクムクと持ち上げるやうに動いて来るものがほしいのである。それには一般国民にどうも政治的の力が培はれていないのである。〔……〕結局は国民の政治教育の欠如といふ所に原因がある。”³⁸⁾と、その不徹底を公民教育の不徹底に求めている。ここで注目しなければならないのは、国民精神総動員運動そのものに対する批判は見られず、むしろ触れ出しだけの国民精神運動を如何に浸透させていくかに力点がおかれている。したがって、この時期に及ぶと関口の公民教育論も、戦時体制下において、それをむしろ加担していくような論理としても捉えられる。以下の記述にも端的にそのような論理があらわれている。“国民の中から湧き上がり、盛り上がるやうな政治活動にしなければ、自分で大きくなってゆくことは出来ないのである。そしてこんな運動が起ることによって、選挙粛正運動も、所謂国民再組織運動も、而して国民精神総動員運動にもそれが発展成長してゆくのである。国民に公民教育的なものを与へず、政治教育的方法によらず、国民の内なる力を養はず、内から伸びやうとする力を認めずに、踊れ、はねろといつてもそれは無理である。”³⁹⁾しかし、そのように一面的に解釈できない論理も関口は持ち合わせている。戦時下に、公民教育の望ましい方法として以下のように指摘している。

“政府に依存し、他人任せで国民は手を供して成を仰ぎ、上からの命令をただ待っているのではいけない以上は、常に研究討議実践する所がなければならない。それには志を同じうするものが集会し結社することを必要とするし、正しいと信ずる所を発表して世に問ふに、言論著作印行の自由がなければならぬ。”⁴⁰⁾

このような関口の主張は、『公民教育の話』（1930年）の中にも見られる。公民教育の方法の一つとして掲げている「社会に於ける公民教育」について、時事を捉えて具体的に批判し論議するという政治教育的公民教育の方法が重要であると指摘しているし、公民教育の内容の一つとして掲げている「社会思想・社会科学」についても、社会思想そのものよりも、思想に対して公正に判断できる態度を養っていくことの重要性を説いている。また、上記の指摘は、関口が公民教育の方法として掲げる「社会に於ける公民教育」を意識したもので、その中でも、言論、著作、印行の自由を強調しているように、特に新聞紙の公民教育的機能を重視しているのがうかがえる。

その他の家庭、選挙、地方自治における公民教育的機能が、戦時体制下という時代的制約のもとに期待ができなくなった時に、最後の砦として、新聞紙に頼らざるを得なかったという関口の苦しさも伝わってくる文面でもあるように思われる。

戦時体制に加担していく論理と同時に、それに反対する論理も持ち合わせていた、いいかえるならリベラルな観点を貫こうとしていたという意味で、特に関口が、戦時下に展開した公民教育論は葛藤を孕んでいたと捉えることができる。ただし、関口の公民教育論の否定的側面と進歩的側面との統一的な評価は、彼の国家観、社会観の緻密な検討、他の論者との比較による関口の位置の明確化等を丹念にしていかななくては出来ない問題で、機会を改めて検討してみる必要がある。また戦時下において、社会に於ける公民教育に関口が期待、若しくは最後の望みを託していたこともあらためて押さえておく必要がある。

Ⅲ. 戦後教育改革期における関口泰の公民教育論と社会教育観

A. 戦後教育改革期における関口泰の公民教育論

I章でも述べたように、戦後直後に見られた一連の「公民教育」施策は、大正期から昭和初期の政治状況を意識したものであった。関口泰にあっても、『公民教育の話』(1930年)を、1946年4月に再刊として、46年12月には、『公民教育論』として改訂版を出している。再刊では、序を導入して、戦前における公民教育の動向を反省的に概観している。中身は、原版(1930年)とほとんど変わらないが、時代的動向をふまえ、随所に注を付け加え、また、再刊当時にはすでになくなっていた公民科教授要綱や在郷軍人会のことは削除されている。一方で、改訂版の方では、再刊からさらに一章分「日本の再建と教育」を付け加えている。そこでは、戦前の反省、戦後のとるべき方向性だけでなく、国際連合憲章に関する記述、米国教育使節団報告書中における公民教育関係の提案の吟味に始まり、成人教育の問題、青年学校の問題、女子教育の問題等、戦後教育改革全般にわたる提起までなされていて、再刊よりもより包括的なものとなっている。

本節では、関口泰の戦後の公民教育論を考察していくが、その際、政治状況の改善と公民教育の振興、戦後公民教育に求められる論理の提起の二点に特に着目していく。関口は、軍国主義化に至る過程で、選挙腐敗、政治不信がさらに進行していった過去の反省をふまえて、選

挙を正しく行うことによって民主政治の基礎ができることを強調している⁴¹⁾。もっともこの背景には、1946年4月に戦後初の総選挙を控えていたこともあるだろう。そして、民主政治を担うべく国民がそれを行なうだけの十分の力を備えていないところから、あらためて、戦前から主張してきた公民教育運動の徹底を以下のように強調するのである。

“再教育といふことが、上から、或は外から教育されるといふ考へ方であってはならないのであって、何処までも自主的に、自発的に、自分を教育するののでなければ、凡そ民主主義とは遠い。いひかえれば日本の民衆は自らの責任を自覚して、政治的に立ち上り、自らによって教育することによってのみ民主主義は徹底し、日本への再教育は完成するといふことである。”⁴²⁾

上記の指摘には、戦後民主政治、民主主義を、外国・占領軍からではなく、日本の内側から、民衆が主体となつてつくっていかなくてはならないという関口の思いも含まれているように思われる。このことは、戦後初期に、「公民教育」を柱に据えて、日本側から自主的に教育改革を行なおうとした流れの中に、関口も社会教育局長として関わっていたことと合致するものであるといえる。

そして、関口はそれまでの軍国主義国家における道徳観を批判した上で、戦前と同一の「公民」、「公民教育」把握に基づき、公民教育のとるべき論理を以下のように具体的に示している。

“軍国主義国家の進行と共に、公民教育運動が影を潜めたことは、軍国主義的教育の否定に出発する教育の再建に当って、公民教育の必要を叫ぶ所以でもある。縦の道徳のみを強調して、横の道徳を無視した所に大きな社会的欠陥が生じている。国家観念を否定するのではないが、社会的国家観念というべきものが必要であり、市民的教養と市民的訓練とに重点を置く公民教育が要求されるのである。”⁴³⁾

上記の中で、「市民的教養」、「市民的訓練」というように、関口のそれまでの論稿には見られなかった「市民」という言葉が見られるのが注目されるが、ここでいう「市民」が、それまで関口が主張してきた「公民」という概念と同義なのかは、現段階で判断するのは難しく、別の機会に譲りたい。

以上、本節では、戦後教育改革にさしあたって、関口泰が戦前の批判にたつて、どのような公民教育論を提起

しているかを検討してきたが、基本的には、戦前の『公民教育の話』で論じられている体系を受け継ぐものであった。

B. 関口泰の社会教育観

—公民教育に端を発する社会教育—

関口泰が、戦後初期に社会教育局長を務めていることから、彼が社会教育そのものをいったいどのように捉えていたのかは重要な視点である。関口は、社会教育は、日本の再教育、民主主義化に大きな意味を持つとし、その理由を“社会教育は社会的であり、民主性をもっている”⁴¹⁾ためであるとしている。

このような社会との関係に位置づける社会教育の捉え方は、戦前から彼が展開してきた公民教育論、その中でもとりわけ、公民教育の方法の一つとして掲げられている「社会に於ける公民教育」に近いものといえる。ただし、関口は、社会教育の定義には興味を示さずに、むしろ、以下のように、社会教育の歴史を踏まえた上で、社会教育の振興のために議論よりも実行を重視しているのである。

“それ故に社会教育を、何省だの、何局だのといふ立場に立たずに、一遍広く見渡して考へて見る必要がある。それも社会教育の定義がどうだとか、概念がどうだとかいって、議論することに興味をもって、事実を二の次にするやり方でなく、我が国に社会教育を振興することを考へてみたい。[……]今の所では、先ず第一に人的にも物的にも、法規の上でも、予算の上でも、社会教育に対する準備がない。文部省では手も足も出ない。[……]それが育つ土壌があるのかといへば、どうもそれも心当たりがない。[……]公民館でも文化会館でも、地方の社会教育委員会でも、議論よりも実行で、出来るところからやってゆく、実際に先で規則は後に、社会教育を振興してゆくのがよい。”⁴²⁾

上記のように、関口にあっては、公民館についても社会教育の中核として考えるのではなくて、社会教育振興のための一手段としてしか捉えられていないのである。議論よりも実行を重視する関口の態度に、戦前に見られたのと同様にリアリストとしての一面を垣間見ることができる。そして、関口が社会教育において重視していたのは、前節でも述べたように、選挙を中心とする公民教育運動であったことはいうまでもない。その意味では、公民教育運動（公民啓発運動）を柱とする社会教育振興の

施設として、図書館、公民館等の社会教育施設は位置づけられ、政治運動的色彩の強い社会教育観であったと考えられる。このことは、関口が公民教育の方法の一つとして「社会に於ける公民教育」を掲げ、さらに家庭における公民教育的機能、選挙の為の公民教育的機能、地方自治における公民教育的機能、新聞紙の公民教育的機能と類型化しているが、そこでは、具体的な公民教育のための施設を想定していなかったこととも関連しているように思われる。

IV. おわりに

本稿では、戦後直後に大きく打ち出された「公民教育」施策というものが、戦前から展開されてきた公民教育論とどのような関連で捉えられるのかという問題を、特に社会教育に引きつけて、戦後直後社会教育局長をつとめた関口泰が、戦前からいかなる公民教育論を展開し、それが戦後の彼の社会教育観にいかなる影響を与えたのかという視点を重視した。そして、関口の公民教育論には、国民の権利、自由を重視する側面が多分にあり、このことは、戦後教育改革期において、いち早く教育勅語批判をした論理とも大いに関連があると考えられる。また、関口の社会教育観が、教育施設というものをそれほど重視しておらず、むしろ政治運動的色彩の強いものであったことを指摘した。このことは、戦後直後、公民教育施策が展開される中で誕生をみる公民館構想が、公民館という施設をベースに公民教育を展開しようとしていた⁴³⁾こととは若干の距離を生み出している。その意味では、公民館の発想者である寺中作雄のいう公民教育と関口の公民教育論との比較の視点が重要となつてこよう。また、今後、関口の国家観、社会観の検討、さらに、戦前に公民教育論を展開した論者との比較を通じて、関口の位置をより明確にしていく必要もあろう。

(指導教官 佐藤一子教授)

注

- 1) 山住正己・堀尾輝久著『戦後日本の教育改革2 教育理念』、東大出版、1976、など
- 2) 勝田守一「戦後における社会科の出発」〈『岩波講座 現代教育学12』、岩波書店、1961、p.41〉
- 3) 斎藤利彦「戦後教育改革と『公民教育構想』—戦後における道徳・社会認識教育の出発—」〈『日本の教育史学』第26集、1983、p.47〉
- 4) 関口泰『公民教育の話』(再刊)、文寿堂、1946年4月、序

- p. 1
- 5) 戦後教育改革期に社会教育課長をつとめた高橋真照の記述。
『社会教育』1965年8月号, p.14
 - 6) 堀尾輝久「《公民》および公民教育について」〈『教育学誌』
第1号, 牧書店, 1957〉
 - 7) 戦後教育改革を推進させるために1946年8月に設置された
教育刷新委員会において, 46年12月6日に社会教育に関する
特別委員会(第七特別委員会)が設置され, 翌47年2月7日
の教育刷新委員会第22回総会においては, 第七特別委員会に
よる中間報告もなされているが, 当時の第七特別委員会主査
の関口泰も, “実は特別委員会と致しましても, どういうこ
とをどういう風に進めていって宜いか分からないというよう
なこともあった”(日本近代教育史料研究会編『教育刷新委
員会・教育刷新審議会会議録』第二巻, 岩波書店, 1996, p.8
1)と述べているように, この時点での社会教育の方向性, 領
域は明確に定まっていなかったことが分かる。一方で, 46年
7月に次官通牒化された公民館は, 以後各地で建設がはじま
り, 公民館に関する施策も積極的に出されていることから, 公
民館構想が, 戦後社会教育形成の中核的な意味をもったと
考えられる。
 - 8) 関口泰に関する整理は, 『社会教育論者の群像』(全日本社
会教育連合会編, 1983); 成田久四郎著『社会教育者事典』
(日本図書センター, 1983); 『関口泰文集』(中央公論, 19
58, p.360)に基づいている
 - 9) 前掲, 『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録』(第一
巻), 1995, p.55
 - 10) 遠山茂樹教授横浜市立大学最終講義「関口泰の大学論」, 19
79年1月23日
 - 11) 前掲, 『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録』(第一巻)
 - 12) 植原孝行「寺中構想と関口泰の公民教育—寺中は関口から
影響を受けたか—」〈秋田大学大学院教育学研究科社会教育学
研究室刊『社会教育学研究』第2号, 1993〉
 - 13) 小川利夫・松田武雄「社会教育における公民教育論」〈小川
利夫・新海英行編『近代日本社会教育論の探求—基本文献資
料と視点—』, 大空社, 1992〉
 - 14) 前掲, 遠山茂樹教授横浜市立大学最終講義, p. 3
 - 15) 大正期から昭和初期の政治の流れについては, 安部博純・
藤村道夫ほか『史料構成 近代日本政治史』(南窓社, 197
6); 大久保利謙編『政治史Ⅲ』(山川出版社, 1967)に基づい
ている
 - 16) 松野修『近代日本の公民教育』, 名古屋大学出版, 1997,
pp.218-219
 - 17) 関口泰『公民教育の話』, 朝日新聞社, 1930年, pp.18-20
 - 18) 同上, pp.39-43
 - 19) 同上, pp.21-27
 - 20) 同上, p.21
 - 21) 同上, p.99
 - 22) 同上, pp.100-101
 - 23) 同上, p.108
 - 24) 同上, p.112
 - 25) 同上, pp.122-125
 - 26) 同上, p.143
 - 27) 同上, pp.145-146
 - 28) 同上, p.149
 - 29) 同上, pp.156-157
 - 30) 同上, p.182
 - 31) 同上, p.188
 - 32) 同上, p.205
 - 33) 関口泰「憲政振作と公民教育」〈『公民教育』1935年7月号,
p. 6〉
 - 34) 同上, p. 9
 - 35) 同上, pp.11-12
 - 36) 関口泰「時局と公民教育の反省」〈『教育』1937年12月号,
p. 3〉
 - 37) 同上, p. 5
 - 38) 関口泰『興亜教育論』, 三省堂, 1940, p.236
 - 39) 関口泰「公民教育を中心として」〈『公民教育』1939年6月
号, p.10〉
 - 40) 関口, 前掲, 『興亜教育論』, p.342
 - 41) 関口, 前掲, 『公民教育の話』(再刊), 序p. 4
 - 42) 関口泰『日本再建と教育』, 興風館, 1946年12月, p.14
 - 43) 関口, 前掲, 『公民教育の話』(再刊), 序p. 9
 - 44) 関口, 前掲, 『日本再建と教育』, p.98
 - 45) 関口泰「社会教育のありかた」〈『教育と社会』1946年7月創
刊号, pp.2-3〉
 - 46) 寺中作雄「公民教育の振興と公民館の構想」〈『大日本教育』
1946年1月号〉。同論文は, 横山宏・小林文人編『公民館史資
料集成』, エイデル研究所, 1986に所収されている。